様式第18（第24条）

福岡県 工 ’-6.04.01 第　号

建設業許可を持っている方は、本様式で「みなし電気工事業」の開始届出をしてください。
（建設業の許可の種類は問いません。ただし建設業許可が電気工事業以外は500万円未満の軽微な工事しか請負できません）

電気工事業開始届出書

※切替（登録→みなし）の場合は、建設業許可日より30日以内に届出をしてください。（詳細は様式12の記載例を参照）

×整理番号	
×受理年月日	年　月　日

令和 6 年 4 月 1 日

福岡県知事　殿

〒 812 － 8577

住　所 福岡市博多区東公園7-7
〔TEL（ 092 ）－ 643 － 3439 〕
〔FAX（ ）－ － 〕

氏名又は名称 福岡　太郎

法人にあっては代表者の氏名

印鑑不要

電気工事業を開始しましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第３４条第４項の規定により、次のとおり届け出ます。

1　建設業法第３条第１項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号

R6.3.10　福岡県知事許可（般-6）第000000号

2　電気工事業を開始した年月日

R6.4.1

新規･･･届出日（右上の日付）
切替（登録→みなし）･･･最初に登録電気工事業の登録を受けた日（登録年月日）

3　営業所等

↓個人登録の場合は、屋号は任意で決めること（登録本人名でも可）
↓「空白」の有無、「・」の位置、などを確認

営業所の名称	○○電気
所在の場所	福岡市博多区東公園7-7
電気工事の種類	「一般用電気工作物等」または 「一般用電気工作物等及び自家用電気工作物」
主任電気工事士等の氏名	福岡　太郎
電気工事士免状の種類及び交付番号	第 1 種電気工事士免状 交付番号（ 福岡 県 第 ○○○○○ 号）

自家用電気工作物の工事を行うには、作業者（雇用した者、又は申請者本人）が、
・第1種電気工事士
・第2種電気工事士＋認定電気工事従事者
↓　のどちらかであること

←主任電気工事士は、
・第1種電気工事士
・第2種電気工事士＋３年以上の実務経験
のどちらかであること

（備考）
1　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
2　×印の項は、記載しないこと。
3　電気工事の種類の欄には、「一般用電気工作物等」又は「自家用電気工作物」を記載すること。
4　主任電気工事士等の氏名の欄には、その者が法第１９条第２項に該当する場合にあっては※印を付すること。
5　自家用電気工作物に係る電気工事のみを行っている営業所については、主任電気工事士等の氏名の欄及び電気工事士免状の種類及び交付番号の欄には記載することを要しない。

※　申請者が個人の場合には、住所及び氏名は住民票のとおり記載すること。（営業所の所在地及び名称と混同しないこと。）
　また、法人の場合には、法人登記簿のとおり記載すること。

日中連絡の取れる連絡先
090 － XXXX － XXXX

↑確認などで、後から連絡する場合があるので必ず記入すること

【添付書類】施行規則２－２－１

（個人）

誓　　約　　書

令和　6年　4 月　1日

提出日

福岡県知事　殿

自著の必要はないが、
申請者が誓約すること

住所　福岡市博多区東公園7-7

登録申請者

氏名　福岡　太郎　　押印不要

私は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第６条第１項第１号から第５号までに該当しない者であることを誓約いたします。

法6条　（登録の拒否）
以下に該当するものは、登録を拒否しなければならない
・電気工事士法、電気用品安全法違反から2年を経過していない
・登録の取り消し処分から2年を経過していない
・登録の取り消し処分の時役員で、2年を経過していない
　　・
　　・
　　・
等。詳しくは法文を参照

【添付書類】法第２４条
施行規則第１１条

備 付 器 具 調 書

個人登録の場合は、個人名。法人登録の場合は法人名↓

氏名又は名称 福岡　太郎

・一般用電気工作物等の許可であれば太線枠内、
・自家用電気工作物も行うのであれば、すべての機器が必要

品　　名	製造年月	製 造 番 号	台数	製造業者名
絶 縁 抵 抗 計	2022.10	123456	1	HIOKI
接 地 抵 抗 計	2022.12	789012	1	共立電気計器
回路計であって抵抗および交流電圧を測定できる器具（テスター、クランプ等）	不明	345678	1	HIOKI
低 圧 検 電 器	2022.1	123112	1	
高 圧 検 電 器	2023.5	543521	1	
継電器試験装置	2023.5	965231	1	借用（有・無）
絶縁耐力試験装置	2023.6	458656	1	借用（有・無）
計			7	台

製造年月日や、製造番号がわからない場合は「不明」とする

借用する場合は、「有」〇をし、「電気器具貸与に関する承諾書」を同時に提出。
借用が無い場合は、承諾書は不要。

（記載上の注意）
１．一般用電気工作物等のみの場合 [　　]
２．一般用及び自家用電気工作物の場合 [　　] ＋ [　　]

枠内の器具を所有すること。

※　ただし、継電器試験装置、絶縁耐力試験装置については、必要に応じて借用することができる。

継電器試験装置、絶縁耐力試験装置を借用する場合は、提出が必要

電気器具貸与に関する承諾書

令和 6 年 4 月 1 日付けをもって 福岡 太郎 様から借用申込みのあった電気器具については、下記により 福岡 太郎 様の必要に応じて随時貸与することを承諾いたします。

ただし、貸与者と借受者が下記電気器具の使用について競合する場合は、そのときに両者間で調整することとする。

記

1．貸 与 物 件

（1）継電器試験装置

（2）絶縁耐力試験装置

2．貸出有効期限

福岡 太郎 様が、継電器試験装置及び絶縁耐力試験装置を購入等の方法により所有するまでの間

3．物件破損の場合

借受人が修繕等の費用を負担すること。

令和 6年 4 月 1 日

借 受 人 福岡 太郎 殿

レンタル機器の場合は、レンタル機器店が貸与人となる

貸 与 人 氏 名 九州電気保安協会 印

※ 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

【添付書類】

営業所位置図

住　　所	福岡市博多区東公園7-7
氏名又は名称	福岡　太郎
法人にあっては代表者名	
営業所所在地	福岡市博多区東公園7-7
営業所名称	○○電気
電気工事の種類	一般用電気工作物等 及び自家用電気工作物
主任電気工事士等の氏名	福岡　太郎

最寄りの駅から営業所までの道順

手書きである必要はありません。

別紙でも可

（注）

地下鉄貝塚　線　馬出九大病院前駅下車　　行バスを利用し、　　停留所で下車し　　方面に向かって徒歩　5　分で上記営業所に到着する。